

多利用型統合的海域管理計画（原案）についての意見募集結果

多利用型統合的海域管理計画(原案)について、意見提出手続きにより、国民の皆様からご意見を募集したところ、8人3団体から、延べ32件のご意見が寄せられました。

ご意見の要旨及びご意見に対する道の考え方については次のとおりです。

● 計画の背景・目的に関する事項

意見概要	意見に対する環境省・北海道の考え方
○ 世界自然遺産になったことから、もっと利用の制限を設け厳しく対処すべきである。	・知床周辺海域では長い間、海洋生物と共存する形で漁業活動が営まれてきており、本計画は、海洋生態系の保全と持続的な水産資源利用による安定的な漁業の営みの両立を目的としています。そのため本計画では、海洋環境や海洋生態系の保全及び漁業に関する法規制、並びに海洋レクリエーションに関する自主的ルール及び漁業に関する漁業者の自主的管理を基調としています。 ・また、レクリエーション利用が海鳥や海棲哺乳類に悪影響を与えないよう、また地元の基幹産業である漁業の操業への支障が生じないよう、今後とも継続的に利用状況を把握しながら、国、道、地元町など関係機関が関与する利用ルールにより対応するとともに、その普及啓発に努めていきます。
○ この計画は遺産登録前のIUCNの指摘により策定したと思うが、IUCNの指摘に基づき策定とは書いていないが何故か。	・この計画は世界自然遺産登録を契機として、遺産地域内海域の海洋生態系の保全と、漁業や海洋レクリエーションなど人間活動による適正な利用との両立を将来に亘って維持していくため、策定することとしているものです。
○ 計画の策定により、どのような効果があるのか不明確である。	

● 知床海洋生態系の順応的管理に関する事項

意見概要	意見に対する環境省・北海道の考え方
○ 順応的管理は、非定常、不確実、複雑なシステムである生態系の管理としているが、この管理で、本当に知床の生態系と持続的漁業が維持できるのか。	・順応的管理とは、生態系の構造と機能を維持できる範囲内で自然資源の管理や利用を行うために生態系の変化の予測やモニタリングを実施し、その結果に応じて、管理や利用方法の柔軟な見直しを行うものです。知床周辺海域では既に魚類の資源管理などで順応的管理が行われており、今後においても、順応的な管理を行うことで知床の生態系と持続的漁業が維持できるものと考えております。
○ 知床周辺海域においては、既に順応的管理が行われているとしているが、IUCNが指摘した「海域管理計画で海洋性の種の保護を確実にする規定を強化すること」がこのことなのか。	・本計画では、知床海洋生態系に係る調査研究・モニタリングや水産資源の維持方策などについて、必要な規定を具体的に記述することにより、海洋性の種に係る適切かつ確実な保全管理措置を明らかにしています。
○ 指標種だけを見ていけば、知床の海洋生態系は保全されると考えているのか。	・海洋生態系保全のために多種多様な生物を全て把握していくことは困難なことから、現在得られている様々な知見を基に、知床周辺海域の食物網の構成種のうち、生態系に大きな影響力を持つ種であるキーストン種や高次捕食者、生物多様性の視点からの希少種などの中から、知床の海洋生態系を特徴付けるものを指標種として位置付け、この指標種について、継続的な保護管理やモニタリングを実施することにより、海洋環境を保全していくこととしています。
○ 第3次生物国家戦略でも注目されている知床の統合的・海域管理は、順応的管理に基づくからには、明確な目標設定、すなわち具体的な数値目標を設定することが最低条件であるが、本計画（原案）にはそれが示されていないため、リスク評価が曖昧となっている。したがって目標設定を検討し直すべきである。	・知床周辺海域では長い間、海洋生物と共存する形で漁業活動が営まれてきており、本計画は、海洋生態系の保全と持続的な水産資源利用による安定的な漁業の営みの両立を目的としています。この目的を実現するため、本計画では知床の海洋生態系の保全に係る各種制度や措置を所管する行政機関や団体などが、相互の密接な連携協力のもと、それぞれが取り組んでいる保護管理措置を推進していくこととしており、個々の取組に応じた漁獲量や採捕数・捕獲の制限などが行われています。今後、本計画に位置付けられた各種調査を行い、その結果を踏まえ、概ね5年ごとに計画の見直しを行い、必要に応じ所要の変更を行っていきます。
○ 明確な年度ごとの目標（値）を定めることが必要ではないか。	

● 海棲ほ乳類に関する事項

意見概要	意見に対する環境省・北海道の考え方
○ 希少種は害獣であるトドであっても保護しなければならないのか。知床の海域でトドは重要な種とは考えられない。	・トドは遺産地域内海域の食物網における高次捕食者です。また、長期的に見れば国際的に個体数が減少していると評価されていますが、その一方で、知床周辺海域では、来遊するトドによる漁業被害が生じています。これらのことから、トドを指標種として位置付け、生態や来遊頭数に関する調査・研究、及び混獲頭数の把握等に基づき、漁業法等による採捕制限のもとで、管理を行っていくこととしています。 E
○ 漁業被害や混獲があるからアザラシ類を指標種として位置付けるとあるが、これで漁業被害が無くなるとは思えない。鳥獣保護法による管理を行うとあるが、今まで通りの対応では、なにも変わらない。	・知床周辺海域では長い間、海洋生物と共存する形で漁業活動が営まれてきております。そのため、今後とも遺産地域海域におけるアザラシ類の生息実態等の長期的なモニタリングや漁業被害調査を実施するとともに、捕獲許可制度の適切な運用を図り、その保護管理を推進していきます。 E
○ 16p：3保護管理処置等-(3)指標種-ウ.トド ここでは北海道全体の保護管理対策の現況や方針が述べられているが、知床周辺海域の保護管理策についての具体的記述に乏しい。知床の海域管理計画なのだから、知床周辺海域の生息状況や推定来遊個体数、漁業被害状況をふまえた上で、知床海域の具体的保護管理策についても記述すべき。	・トドについては、北海道全域を範囲として管理対策が進められており、地域に特化した対策はとられておりません。 D
○ 8p「トドの現状」5行目「資源量」という記述は「個体数」にすべき。	・御意見を踏まえ訂正致します。 A
○ 漁業関連法と環境法令は一致しない。 漁業関連法（漁業法・調整規則・資源保護法等）は、漁業生産に関する基本的事項を定めたものであり、環境行政が所管する公園法や鳥獣保護法とは一致しないものであることから、（トドの被害と保護のように反比例）法制度においても不具合があり、さらに管理計画では漁業と海生哺乳類との共存が求められているが、漁具や漁業生産に障害なきよう科学的根拠で保護されるよう期待する。	・トドやアザラシ類などの海棲ほ乳類については、来遊状況や漁業被害状況などの調査を進め、関係法令のもとで科学的根拠に基づいた管理を行います。 B
○ クジラ・イルカの保護管理の記載がありません。 羅臼沖ではツチクジラ漁が行われ、斜里側の沖ではイシイルカ漁が行われていた事がありました。世界遺産周辺海域は、特に羅臼側ではクジラ・ウォッチング船も航行しており、先日のような事件も起こりました。捕鯨することは認められています。しかし、世界自然遺産の海域で捕鯨することは、非常に問題であると考えます。世界が認めて自然を守ることを課せられている地域で、高次捕食者あるクジラの捕獲は問題があります。クジラ類は日本では水産庁の管轄ですが、環境省や北海道で水産庁に働きかけ、捕鯨やイルカ漁の禁漁を働きかけるべきです。	・本計画では、現在得られている様々な知見を基に、知床周辺海域の食物網の構成種のうち、生態系に大きな影響力を持つ種であるキーストン種や高次捕食者、生物多様性の視点からの希少種などの中から、知床の海洋生態系を特徴付けるものを指標種として位置付けることとしており、海棲哺乳類のうちトドとアザラシ類を指標種とし、保護管理について記載しています。 D

● 海鳥・海ワシ類に関する事項

意見概要	意見に対する環境省・北海道の考え方
○ 知床の海洋生態系を保全するために、海鳥・海ワシの保護管理は必要ない。	・知床の海洋生態系は食物網図では、海鳥・海ワシ類は海洋生態系の中で高次捕食者となっており、生態系保全のため、保護管理する必要があると考えています。 <span style="float: right;">D</span>
○ また、保護管理と言っても、鳥獣保護法による既にある規制を書いているだけではないのか。	・種の保存法、鳥獣保護法は海鳥・海ワシ類を保護管理していくのに有効な法律であると考えており、今後ともこれらの法律に基づいて保護管理を行っていきます。 ・また、生息状況等各種調査も実施します。 <span style="float: right;">E</span>
○ 10p：オセアニア海鳥類・海ワシ類[構成要素の現状] IUCNのレッドリストに記載されている種は原案に加えて、下記の種があるので追加が必要です。 1シマアオジ: IUCN (NT), 環境省 (CR) 2マダラウミスズメ: IUCN (EN又はNT*), 環境省 (DD) *マダラウミスズメは分類上の見解が日本とアメリカで異なっているため、記述にあたって整理が必要。日本近海のマダラウミスズメと北米沿岸のマダラウミスズメはこれまで同種 (Brachyramphus marmoratus) とされてきたが (世界遺産推薦書のリストもこの学名を使用)、最近アメリカ鳥学会はマダラウミスズメのアジアタイプを別種 Brachyramphus perdix とし、IUCNもこれに従ってレッドリストを見直している。その結果 Brachyramphus marmoratus は EN、Brachyramphus perdix は NT とランクづけられている。これに従うと知床 (日本) のマダラウミスズメは NT となる。なお同種の英名は B. marmoratus は Marbled Murrelet、B. perdix は Long-billed Murrelet。推薦書の記載とは合わないが、海域管理計画には「Long-billed Murrelet (Brachyramphus perdix) (IUCN-NT)、(環境省-DD)」と記載するのがよいと思われる。 <span style="float: right;">A</span>	・ご意見の趣旨を踏まえ修正致します。 <span style="float: right;">E</span>
○ これらの海鳥類・・・鳥獣保護法に基づく適切な保護管理を行う。とあるが抽象的で内容が良くわかりません。 現在、ケイマフリが観光クルーザーの影響を受けています。運輸局や環境省そして海上保安庁からの指導も入っていますが、航路を逸脱して運行しています。また、岬付近でも海鳥コロニーに接近して影響を与えているようです。観光クルーザーに対して徹底的に効果ある対策が必要であり、そのためにも海の鳥獣保護区を設定し観光船の航行を規制する必要があります。 <span style="float: right;">E</span>	・遊漁船や観光遊覧船の運航にあたっては、海鳥・海棲哺乳類に影響の出ない航路を遵守するよう求めているほか、動力船やシーカヤックによる海域利用に当たっても、これらへの悪影響が生じないように今後とも関係機関等と協力・連携して指導を徹底し、海鳥への悪影響を軽減します。 <span style="float: right;">E</span>
○ また、ウミネコも繁殖していますが記載なしです。ウミネコは日本近海の固有種であります。知床では1997年に初めて繁殖が確認されましたが、ここ数年急激に繁殖数を激減させています。昨年今年もほとんど繁殖しませんでした。原因究明と具体的な保護対策が必要です。 <span style="float: right;">C</span>	・ウミネコについては、今後の科学的知見の蓄積を元に、次回以降の見直しの際に検討していきたいと考えております。 <span style="float: right;">C</span>
○ エゾシカの急増による影響でヒグマの食物が減少したことが要因となっているのか、最近、ヒグマによる海鳥の繁殖地のかく乱やヒナや卵の捕食が頻りに観察されています。このような事例は過去には報告がなく、今後、現状の把握と海鳥保護への対策が必要であると考えます。 <span style="float: right;">C</span>	・今後、専門家等とも連携して、ご指摘事項に係る調査について検討していきたいと考えております。 <span style="float: right;">C</span>
○ オオワシ、オジロワシは生息数を増やして行くことを目標にすべき。	・ご意見の趣旨を踏まえ修正致します。 (「～を検討しながら、個体数の増加に資する順応的な保護管理措置を～」と修文) <span style="float: right;">A</span>

● 海洋汚染に関する事項

意見概要	意見に対する環境省・北海道の考え方
○ 防除・防油対策に積極的に取り組むこと。 知床半島の海域における潮の流れや地形から、古くは「大韓航空機事故」に見られるように、飛行機の残骸や遺体が海岸線に漂着、最近では油汚染の海鳥が大量に漂着する現実があり、更には「サハリン1・2のプロジェクト」による原油の海上輸送時におけるタンカー事故を想像すれば、日本海やオホーツク海は死の海と化す不安があることから、本計画においても、防除・防油対策に積極的に取り組んでいただきたい。 <span style="float: right;">B</span>	・本計画では、船舶に起因する油流出事故については、海洋汚染防止及び海上災害の防止に関する法律に基づいて設置される管理対象地域を担当する排出油対策協議会において、世界遺産地域の沿岸海域の環境保全を所管する機関と協力し、具体的な油防除対策を検討するとともに、万一事故が発生した場合には、国や道、町など関係機関が協力して、迅速かつ的確に流出油を回収・除去し、海洋生態系の保全に努めることとしています。 <span style="float: right;">B</span>

● 漂流・漂着ゴミに関する事項

意見概要	意見に対する環境省・北海道の考え方
<p>○ 現在知床半島側には、数年前よりゴミ問題が発生しており、一昨年と本年の2回、羅臼町とも協議した中で、一部の漁業者の協力を頂き、人力によるゴミ撤去を実施した経緯がある。知床半島のごみについては、漁業系資材・廃網等も見られるが、自然災害等による流木や生活資材、また海外からの流失物もあり、人力ではその撤去に限りがある。このため、我々業界にとってもゴミ処理手法、方法に苦慮している所であり、本計画においてもその対処方を記載すべきである。</p>	<p>・本計画では、遺産地域内海域における漂流・漂着ゴミの現状や取り組みについて、ビジターセンターをはじめとする遺産地域に関連する各施設等や、ウェブサイト等を活用して、情報提供と普及啓発を行うこととしています。</p> <p>・また、関係行政機関の連携・協力のもと、地元自治体や、NPO等によるゴミ拾いボランティア活動等とも協力・連携し、自然環境に配慮しつつ、定期的に清掃を行っていくこととしています。</p>

B

● 海洋レクリエーションに関する事項

意見概要	意見に対する環境省・北海道の考え方
<p>○ 「観光船によるクルージングと漁業との共生」の視点に立って記述すべき。</p>	<p>・平成16年12月に策定された海域を含む知床半島先端部地区の知床国立公園知床半島先端部地区利用適正化基本計画に基づき、遊漁船や観光遊覧船の運航にあたっては、海鳥・海棲哺乳類や漁業活動等への影響が懸念されることから、これらへの悪影響の出ない航路を遵守するよう引き続き求めていくとともに、今後とも利用状況を把握しながら、指導内容も見直していきます。</p> <p>・また、動力船による利用にあたっては、これらへの悪影響が生じないよう一定の利用の心得の下で行うよう、今後とも関係機関等と協力・連携し指導を徹底します。</p>
<p>○ 海域の管理計画の中に海上の大気汚染についても検討する必要があります。8月の多客時期には観光船・釣り船が世界遺産地域の海域を航行し、膨大な排気ガスを排出しています。風の穏やかな日には、滞留した船舶の排気ガスが海上を茶褐色の帯が包んでいました。</p>	

B

● 計画の推進管理に関する事項

意見概要	意見に対する環境省・北海道の考え方
<p>○ 推進管理の体制が不明確なので明確に決めておくべきである。</p>	<p>・この計画は、知床に係る各種制度や措置等を所管する環境省や北海道をはじめとする関係行政機関、漁業協同組合などの関係団体及び試験研究機関等が、相互の密接な連携協力のもと、それぞれが取り組んでいる保護管理措置やモニタリングを実施することにより、海洋生態系の保全と持続的な水産資源利用による安定的な漁業の営みの両立を推進していくこととしているものです。なお、各種措置の結果など計画の推進状況については、知床世界自然遺産地域連絡会議や知床世界自然遺産地域科学委員会への報告などを通じて情報の公開と共有化を図ることとしています。</p>
<p>○ 環境省と北海道の役割分担が不明確なので、明確に定める必要がある。</p>	<p>・モニタリングの体制については、今後知床世界自然遺産地域科学委員会で検討していく予定です。</p>
<p>○ モニタリングが適切かつ確実に実施されるための体制整備を行うべきであり、計画に明確に記述すべき。</p>	

C

● その他

意見概要	意見に対する環境省・北海道の考え方
<p>○ 行政との確約は将来に亘り遵守願いたい。平成17年7月に世界自然遺産登録がなされたが、登録に至るまでのプロセスは、IUCNの書簡で海域1*は不十分である指摘を受け、海岸3*に拡大したことが評価され登録になったものと受止めている。 海域を3*に拡大する条件として、平成17年3月29日付第2066号で北海道環境生活部長名で、新たな規制はしない旨の確約書を関係4漁協と取り交わしたことになるものであることを、将来に亘り遵守願いたい。</p>	<p>・知床周辺海域では長い間、海洋生物と共存する形で漁業活動が営まれてきました。そのため本計画では、海洋環境や海洋生態系の保全及び漁業に関する法規制、並びに海洋レクリエーションに関する自主的ルール及び漁業に関する漁業者の自主的管理を基調とすることとし、新たな規制は行わず、今行われている法規制や漁業者による自主管理などを今後とも運用していくこととしています。</p>
<p>○ 知床の世界遺産登録に向け、新たな漁業規制を行わないとの確約がなされていることから、その内容については確実に遵守されたい。</p>	E
<p>○ 漁業者の資源保護対策とIUCNのいう海獣保護に関連して、当海域ではロシアによるトロール船の操業が行われているが、漁業資源の保護が世界遺産の保護につながるようになるので、本計画においてトロール船対策についても具体的な措置を記載していただきたい。</p>	<p>・本計画ではスケトウダラの保護管理措置において、根室海峡においてロシアトロール船がスケトウダラの同一系群を捕獲しており、漁業資源などへの影響が懸念されているとして、ロシア側に対して、各種会議や研究者間のネットワークを通じて、可能な限りロシア側の資源管理に対する情報収集を行っていくとともに、海洋生態系保全等に関する情報交換や必要な働きかけを行っていくこととしています。</p>
<p>○ 海域管理計画は、海洋保護区設定と同じ価値である。多利用型統合的・海域管理計画の策定は、遺産地域内の海域における海洋生態系の保全と、持続的な水産資源利用による安定的な漁業の営みを目的としております事は、我々漁業者にとっても賛同できるものである。特に、策定の基本的考え方の中に、従前より、漁業者が取組んできた自主的規制がまさしく海洋保護の精神に通じるものであり、海域WGや科学委員会でも一定の評価・支持を受けていることは、浜にとって歓迎すべきものである。 来年2月IUCNの訪問を受けるにあたり、日本の漁業制度を充分説明され海域管理計画も高い評価を受けるよう努められたい。</p>	<p>・御意見の趣旨を踏まえて対応して参ります。</p>
	C

\*「意見に対する道の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです。

区分	意見等の反映状況
A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

問い合わせ先  
環境省北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所  
電話 0154-32-7500